

## 【重点分野－2】事業再編時等における労働者および労働債権の保護に関する 当面の取り組み

### I. 主旨

グローバル化等の進展により、事業環境・雇用労働環境の変化が一層激しくなっていることを踏まえ、労働債権確保および事業再編時における労働者保護に関し、以下の考え方を基本に審議会等への対応をはかるとともに、取り組みを進める。

- あらゆる事業再編において、労働組合などへの事前の情報提供や協議を義務づけることを法制化する。
- 事業再編において、労働契約の承継や解雇の制限、その他雇用の安定に必要な措置を強化する。
- 倒産時における労働債権の優先順位を引き上げるとともに、労働債権の一部について、別除権に優先させる制度を新たに創設する。
- 未払賃金立替払制度について、倒産前6カ月以内での退職とされている認定要件の緩和および限度額を引き上げ、制度を強化する。
- ILO第173号条約（労働債権の保護）の趣旨を踏まえた国内法の整備を行うとともに、早期に批准する。

### II. 背景

- 法務省法制審議会担保法制部会において、現在、民法上は規定のない債権・動産担保に関する法的枠組みや登記制度の整備について、法改正も視野に検討が行われている。
- 労働債権には債務者の財産について優先的に弁済権を付与される一般先取特権があるが、租税債権や社会保障債権、担保債権より優先順位が低く、倒産局面においては労働債権を確保できないことが少なくない。
- 金融庁は、上記部会において、事業の価値創造および継続・発展のため、事業全体を対象とする「事業成長担保権(仮称)」の導入を提案し、「骨太の方針2022」にも記載された。本提案は、ノウハウや顧客基盤等の無形資産を含む事業全体に対して担保を設定するものであり、①期中管理局面においては債権者の経営への関与、支配が強くなりかねない懸念があること、②再生局面においては不採算部門清算等の事業再編に伴う労働者保護の脆弱性が問題となること、③倒産局面においては労働債権確保が一層困難になる恐れがある。
- 会社組織の変動に対応した労働者保護ルールに関しては、2000年の労働契約承継法制定以降の整備が進んでいない。
- 労働契約承継法等に関しては、参考資料2で示した課題、問題点等が解消されておらず、労働者保護ルールの整備が必要である。
- 昨今の事業環境変化に伴う再編等の動きを踏まえれば、倒産時における労働債権確保はもとより、事業譲渡等の再編時における労働者保護の脆弱性について

も改めて課題を提起し、全体として労働者保護に係る法制化・運動の取り組みを進めることが必要。

- 企業の再編等において、インサイダー取引の禁止等を理由として、労働組合に対し企業組織再編に関する情報を開示しない、または事前協議約款を破棄させること等により、結果として十分な事前協議なく、企業の決定を追認せざるを得ない事案が見受けられる。

### Ⅲ. 基本となる考え方

事業再編時における労働者および労働債権の保護に関する考え方は、以下の連合方針をベースとし、対応をはかっていく。

1. 「事業組織の再編における労働者保護に関する法律案要綱」（第 22 回中央執行委員会／2009.7.16）【参考資料 1】
2. 「企業組織再編時における労働者保護に関する当面の対応」（第 4 回中央執行委員会／2016.1.21）【参考資料 2】
3. 「担保法制の見直しに関する連合の基本的な考え方」（第 22 回中央執行委員会／2021.7.15）【参考資料 3】

### Ⅳ. 取り組みの進め方

担保法制部会その他の動きを踏まえつつ、以下の取り組みを進める。

1. 法制審議会担保法制部会に対する対応  
連合の考え方にもとづき、法制審担保法制部会における意見反映およびパブリックコメントの提出など中間試案等への対応をはかる。
2. 学習会等の開催  
事業再編時における労働者保護および労働債権保護の重要性に対する機運を醸成するため、構成組織、地方連合会と連携し、学習会およびシンポジウムを開催する。
3. 組織点検活動に関する取り組み  
事業再編に関する労働組合の取り組み器材（ホームページ作成・リーフレット作成・「モデル労働協約指針（企業組織再編と倒産・再建へのポイント編）」の補強など）を作成し、構成組織、地方連合会の取り組みを支援する。またホームページにも公開し、広く活用を促す。
4. 組織内外と連携した取り組み  
事業再編等に係る具体的取り組みについて、構成組織、地方連合会と情報提供等適宜連携する。また、連合フォーラム議員との連携や外部組織との連携を含め、課題提起および周知をはかる。

以 上